

関係者不在宿泊施設用消防計画追加事項例

1 関係者*不在時間（※所有者、管理者又は占有者（従業員を含む））

	関係者不在施設（常時不在）	
	関係者不在施設（一部不在 不在時間帯	例：毎日夜間）

2 利用者への情報提供

(1) 施設利用者に対して、以下により関係者不在であることを周知する。

《施設利用開始前の周知》 ☐ インターネット予約時のWebページで周知 ☐ 予約確認メールのメッセージに併せて記載	《施設利用開始時の周知》 ☐ 利用規約に明記 ☐ 避難経路図とともに客室に掲示 ☐ 客室やロビーなどに備え付けるリーフレットに記載 ☐ 客室に設置されているディスプレイに表示
--	--

(2) 施設利用者に対して、前(1)の方法により喫煙ルール及び火気使用器具や電気機器の適切な取扱い方法について周知する。

(3) 施設利用者に対して、前(1)の方法により火災発生時は避難を最優先とすること及び安全を確保したうえで可能な限り通報及び初期消火を行うなど災害時の対応手順等について周知する。

3 日常の防火管理業務

(1) 日常の防火管理業務の実施体制及び自主検査結果の防火管理者への報告要領は次のとおりとする。
防火管理者は都度確認を行うとともに、不備等があった場合は、速やかに改善の措置を講ずる。

	実施者	巡回頻度等	防火管理者への報告要領
日常の 自主検査	☐ 防火管理者による巡回		
	☐ 関係者による巡回 〔 〕		※不備があった場合はその都度報告
	☐ 外部事業者による巡回 〔 〕		※不備があった場合はその都度報告
	☐ 監視カメラ、各種センサー等 ※おおむね月に1回は防火管理者、関係者又は外部事業者のいずれかが巡回により目視で現場を確認	実施者： 頻度： (月1回以上)	※不備があった場合はその都度報告

- (2) 寝具類からの出火・延焼を防ぐため、以下のものについて防災製品を使用する。

- | |
|---|
| ☐ ふとん・マットレス等
☐ ふとんカバー・マットレスカバー等
☐ 毛布・タオルケット等 |
|---|

- (3) 防火管理者は定期的に「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」（令和7年3月28日消防予第135号総務省消防庁予防課長通知）への適合状況を確認する。

4 火災発生時の応急対策

- (1) 防火管理者等※は施設利用者等から火災発生の連絡を受けた場合は速やかに現場に駆け付け、施設利用者の避難誘導等の対応を行うとともに、出火場所、避難者及び逃げ遅れた者等の情報を把握し、消防活動へ協力できる体制を確保する。

※ 防火管理者等：防火管理者又は関係者

- (2) 関係者が不在になることを踏まえ次の措置を講じる

【火災の早期覚知のための対策】

- | | |
|--|---|
| ☐ 自動火災報知設備の遠隔移報装置（警備会社等）
☐ 監視カメラ等による遠隔監視
☐ その他（ | ） |
|--|---|

【消防機関への早期通報のための対策】

- | | |
|---|---|
| ☐ 事業所火災直接通報制度の活用
☐ 事業所火災代理通報制度の活用
☐ その他（ | ） |
|---|---|

【施設利用者の安全な避難のための対策】

- | | |
|---|---|
| ☐ 遠隔放送での避難誘導のアナウンス
☐ 自動火災報知設備と連動したデジタルサイネージ
☐ その他（ | ） |
|---|---|

- (3) 緊急時の連絡先

電話番号	—	—
------	---	---

緊急時の連絡先は、施設内のわかりやすい箇所に掲示する。

【掲示箇所：

】

（入り口が常時施錠されている施設は、セキュリティ外側へも合わせて掲示を行う）

5 自衛消防訓練

- (1) 日常の防火管理業務を行う関係者や外部事業者は「ネットで自衛消防訓練」などを活用し雇用形態に関わらず訓練を実施する。また、訓練と合わせて関係者不在時の利用者を想定し、利用者目線で災害時の一連の対応行動を行い、利用者の安全を確保する措置がされているかの確認を行う。
- (2) 関係者不在時の火災を想定し、火災の発生の覚知後、速やかに現場に駆けつけ「4 火災発生時の応急対策」に定める対応を行う訓練を実施する。

6 外部事業者との連携

日常の点検を外部事業者が実施する場合は、日常の点検が適正に行われるように、委託契約等で明確に定めるとともに、消防計画に定める自主検査の項目内容について十分に周知する。

7 その他必要な事項
